松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 平成29年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

国民健康保険法施行令の改正に準じ、国民健康保険料の軽減判定基準額を変 更するため。

## 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例(昭和58年松戸市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松戸市国民健康保険条例の規定は、平成29年度 以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料につい ては、なお従前の例による。